

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第 1 回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課      電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和 6 年 1 1 月 1 9 日 (火) 午後 6 時～午後 9 時 3 5 分		
開催場所	相模原市役所 本庁舎第 2 別館 3 階 第 3 委員会室		
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	5 人 (人権・女性活躍担当部長兼人権・男女共同参画課長、他 4 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人 (ほか報道機関 4 人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 委員自己紹介、職員紹介 2 会長の選任について 3 議題 (1) 令和 5 年度分人権施策の実施状況報告書について (2) 人権に関する市民意識調査の実施について (3) その他 4 その他		

## 審 議 経 過

### 1 委員自己紹介、職員紹介

委員及び事務局職員の自己紹介を行った。

### 2 会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長に臼井委員が選任された。

### 3 議題

#### (1) 令和5年度分人権施策の実施状況報告書について

(事務局より資料説明)

※臼井会長が通信障害により、一時不通だったため、大貫副会長の進行により進められた。

(大貫副会長) 皆様からご意見等をいただきたいが、いかがか。

(佐藤委員) 事務局に確認するが、評価・課題と、取組の方向性は誰が決めて誰が書いたのか。また、私の所属する団体は47ページ10番に書いてあることについて関係すると思うが、私の所属団体が実施しているのに、ソレイユさがみのみ書いてあることについて意見がある。全体的に、市が行っていることを記載していると自分は捉えているので、担当している方々が、市ではないのかということが気になったが、いかがか。

(事務局) 報告書の評価・課題等については所管する部署が記載している。47ページの事業が、ソレイユさがみの名義になっている点は、ソレイユさがみが実施した指定管理者事業ということで記載しているが、実際には主体的に実施していただいているという意見は、正にそのとおりだと思っている。

(佐藤委員) 今の回答だと他団体が主体的に実施していると認識はしているが、他の団体の名前を載せることはしないということか。

(事務局) 一つひとつの団体の名前をどこまで書くかという部分があるが、意見として承りたい。

(佐藤委員) 意見として承るとのことだが、例えば、46ページ3番にソレイユさがみの指定管理者事業として、この講座が行われていると書かれているが、これは、からふるテラスとソレイユさがみの共催事業であって、主催と進行は、全てからふるテラスが行っており、ソレイユさがみは広報と場所の提供となっている。

(事務局) 確かに市が共催ということで、からふるテラスが主体的に実施していただいているので、記載内容について改めたいと思う。

(佐藤委員) 承知した。次に46ページの1番の評価・課題の部分に書いてある、この「カミングアウトをする児童生徒が増える中で、実際に対応が必要な学校において」と、書かれているが、自分も学校の研修とか教職員向けに伝えているが、実際に対応がなくても必要であっても、現状の対応がまずいから研修を行っているわけで、この評価になっているのは残念だと思う。

(事務局) 本日いただいたご意見、ご指摘については、当然各所管課にフィードバックをして、施策に生かせるものは生かしていくように考えている。今、佐藤委員から、実際に対応が必要な学校のみならず、様々なところで、研修の実施や意識を高めていくことは必要があるというご指摘があったので、担当課にしっかり伝えてまいりたい。

(佐藤委員) お願いする。

(片岡委員) 質問だが、7ページの困難を抱える子どもや家庭の支援について、子ども食堂

は、今、各地にあり、最近よくテレビで報道されるのだが、以前は食材もストックが多くあったそうだが、今まで寄附をされていた方ご自身が、この物価高で自分の生活も大変になり、寄附をされる方が少なくなってしまうと、食材が足りないということで、問題になっているらしいが、その点も市がどういう形で援助していくのか。または、援助はできないのか。

次に、説明になるが18ページの障害について、障害のある人の権利擁護の中に合理的配慮に関する項目があるが、この合理的配慮が障害者にとってとても大切なことで、今まで民間事業者が努力義務だったものが、今年度の4月1日から義務化された。そこで今年度、障害者団体と桜美林大学とで研修を順次、各障害団体に行うことの計画が進んでいる。

(事務局) 子ども食堂については、物価高の影響で運営が難しくなっているというような話があったが、具体的な取組については、12ページの事業番号24番のところで、財政的な支援というよりは、様々なアドバイスや保険の加入といった面の支援を行っている。ただ、財政的な面で、何らかの支援があるのかについては、確認して、またご報告させていただく。実際そういうお困りの声があるということか。

(片岡委員) 実際にとりより、いろいろな地区についてテレビのドキュメンタリーなどで報道されていて、今まで寄附された方が、この物価高でもう自分の生活で目いっぱいになってしまって、そういう食材を山のようにストックしていたが、今は在庫がなくなっており、もう運営自体が厳しくなっているということをNHKで報道していた。

(水谷委員) 2点あるが、1点目は、51ページの「10 災害に起因する人権問題に対する取組の推進」のところでご説明があった52ページの一番下の7番のところで、避難所運営における女性の参画についてご説明いただいた中で、プライバシーへの配慮などというご説明があったが、私もインターネットの情報などに接すると、避難所運営でやはり女性の方が普段家事労働を担当していることから、例えば女性ばかり配食などの労働を負担させられているという意見も聞いたことがあるので、そういった面からの配慮について、もしもなされていないのであれば、今後配慮していただけるとよいのではないかと感じた。続いて2点目だが、53ページ、「11 貧困や生活困窮に関する取組の推進」について、市の職員自身に対する講演会であるとか、研修会というのがなさそうに思う。私が仕事で接している中で、やはり生活に困窮しているため市税を滞納してしまう方がいる。税金を滞納してしまうと裁判所によらずに市が直接差押えをすることができる。その差押えがかなり過酷で生活保護以下のレベルの生活を余儀なくされている方もいらっしゃるの、全国横並びと伺ったこともあるが、やはり市の職員にも、どこかで市税を差し押さえるということによって市民の生活を脅かすことがあってはならないのだという、基本的な研修などをしていただけるとよいと思う。

(事務局) 防災の避難所運営について、性別の役割分担に関する視点を持って欲しいというご意見と、また市役所職員に対する貧困等の研修の実施、特に市の差押えで生活を脅かさないようにということについて、担当課へフィードバックをしていく。

(岩永委員) まず1点目だが、報告書について、全部通しで説明されたが、途中で区切っていただき質問の時間を設け、意見なり疑問なりが発言できる時間をいただきたい。次に16ページの14番のDV対策推進事業の項目に書かれている一時保護件数について16件と

あるが、ソレイユさがみの女性相談や子育て支援センターにおける子ども家庭相談、DV相談などに相談した場合、どこで保護しているか。どこか一時保護する拠点はあるのか。

(大貫副会長) 1点目については、事務局で今後考慮していただきたい。

(事務局) 承知した。2点目の一時保護施設の拠点等については、安全性の確保の観点からお答えを差し控えさせていただいている。

(岩永委員) DV被害については、3ヶ所の相談所で受けてくれるということか。

(事務局) DVの専用電話で相談を受ける体制になっている。もちろん各種相談窓口での相談の中でDVに関する相談があった場合は適切に対応している。

(岩永委員) 被害者が二次被害にならないように配慮していただくよう、お願いしたい。

(武部委員) まず、障害のところで2つ感想がある。20ページの施策番号7番と8番について、発達障害の啓発についてはとても大事だと思っている。連続WEBセミナーについて本学と一緒に取り組んでいるが、それも含め、センターが小さい中で、その他多くの事業に取り組んでいただいております、「引き続き継続」となっているが、是非人員を増やすなど(センターの機能を)強化していただきたいと思う。例えば、文科省の調査でも(知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す子どもの割合が)8.8%という数字が出ているように、発達障害の啓発はとても大事なところかと思う。次に感想になるが、新規事業で29ページの60番の図書館におけるバリアフリー資料コーナーの設置があるが、相模原市の図書館については、発達障害の啓発もかなり早くから取り組んでおり、是非DAISYなどすごく大事かと思うので、引き続き取り組んでいただきたい。

それから、高齢者のところで2つ質問があるが、32ページ4番の認知症サポーターの養成事業について、長く活発に実施しているかと思う。その中で小学生、中学生対象に実施していたかと思う。そんなに多くはなかったかと思うが、私も大学で認知症の授業をしているが、小・中学校の時に養成講座を受けた学生が少ない。是非小・中学生向けや、それから本当は高校、それから大学は自戒を込めて、養成講座を実施していけるとよいと思っている。高校については、市立の高校がないので難しいところもあると思うが、是非小・中学校は増やしていけるとよいと思う。次に33ページ17番の認知症初期集中支援事業について、非常にもったいないと思うのだが、報告書の記載の仕方にもよるが、長年、相模原市は医療と介護の連携事業を進めてきたところだと思う。初期集中支援の数が減っているが、減っているから悪いわけではなくて、むしろ初期集中支援事業を介して介護と医療の連携を構築してきた側面があると思うので、初期集中支援事業がこれからどういうふうな方向性として活用されていくのかについても、方向性が決まれば是非教えていただきたい。

(金委員) 私も2点ほどあるが、1つは武部委員が取り上げた32ページの認知症サポーター事業について、私も以前、興味がありこの研修を受けたことがあるが、そのとき確かにオレンジのリストバンドをいただいたが、その後、シールに変わったということで、リストバンドの時は人に見せたら、迷う人とか助けられますよという目印になっていたが、それが全然見える化にならなくて、自分の手帳に貼ったぐらいで、使い物にならなくなっちゃった。せっかくこのように広めるのであれば、もう少し首から下げるようなものなど、見えやすいものであればお互いに協力しやすいと思うので、その評価に入れてもよいかと思う。もう一つは、38ページの外国人市民の人権尊重の項目について全て市が今行って

いる事業かと思うが、当事者が関わっている事業はあるのか。せっかく外国人市民も、増えてきているのに、一方的に当事者でない人たちがこれは必要だろうと思って決めたことを淡々と進めていて、対象者についても当事者全体の人数を書いているのか疑問に思う。39ページ5番の対象児童生徒数について、外国人の子どもなどへの各種支援の対応の対象児童生徒数が延べ154人となっている。この頃、市内を歩いていると、外国の児童生徒を多く見かけており、もっといるのではないかと思うが、この数字は10年前、私が関わっていたときとあまり数字が伸びておらず横ばいになっているようだが、外国人の子どもでも日本の国籍を取っている子たちは、支援の対象になっていないと思った。子どもが日本国籍を取っていても、家庭内では外国人と暮らしていて支援が必要な場合は、きちんと支援が届くような、そういうシステムが全然できていないのかと思う。数値については、以前からあまり伸びてないから外国から来た外国籍の子どももいれば、日本生まれの外国籍の子どもも増えつつあるので、必要な制度として、日本国籍でもちゃんと支援が受けられるような、実施状況をちゃんと把握して行ってほしい。それが多分、発達障害の問題にもつながると思う。子どもたちの中でも日本語が分からない子もおり、原因が分からない場合、発達障害が原因として挙げられる場合もあるので、そのことについて、もう少し詳しく調査して書いていただきたい。当事者の意見、当事者が関わる事業とかがあればよいという3点である。

(事務局) まず、認知症サポーターの養成講座について、以前は配布していたブレスレットなど目立つような、もう少し分かりやすいものがよいのではないかという意見と、次に外国人の支援のところで、当事者がもっと関わっていけたらよいのではないかということ、最後に、日本語指導についても、対象を日本国籍の有無に関わらず必要な支援を行う必要があることについて、今、この場で一つひとつ正確にお答えすることはできないが、担当課にフィードバックし、意見を生かしたい。

※ 臼井会長がここで復帰

(臼井会長) 事務局の説明のところまでは全部聞こえていたが通信状態が悪くなり、一旦退席していた。

(大貫副会長) 進行状況だが、佐藤委員他5人の方から、ご質問を受けた。

(臼井会長) 今の金委員の発言の趣旨がちゃんと受け取られたかについて疑問に思ったので、申し訳ないが、意見を言わせていただくと、支援を必要とする児童生徒の数がちゃんと実態に合っているかと、ちゃんと把握できているのかということが、おそらくおっしゃりたかったことなので、所管課の学校教育課にはそのように正確にお伝えいただければと思う。これはおそらく国籍の問題では多分ないというところだけ注意が必要である。

(事務局) 承知した。

(大貫副会長) では、進行を会長にお任せしてもよろしいか。

(臼井会長) お受けしてよろしいか。かなり活発に、多分ご意見いただいていたのだろうと思う。6人ということだが、先ほども武部委員、金委員がお話しくくださったのは存じている。あとどなたが発言されたか。

(大貫副会長) 佐藤委員、片岡委員、水谷委員、岩永委員から発言があった。

(臼井会長) 幅広い範囲で、既にご意見をいただいていることは承知した。他に、今おそらく、事業ごとに気が付いたことをご指摘いただいたと思われるので、引き続き他にご指

摘、ご意見があればどうぞお願いしたい。

(片岡委員) 18ページの事業番号1番について、ほかほかふれあいフェスタ2023の記載があるが、このほかほかふれあいフェスタについては、いろいろな障害者団体が加入している特定非営利活動法人相模原市障害児者福祉団体連絡協議会等が主催で行っていて、障害者団体全体で実施している、各種模擬店を出店するといったお祭りである。この評価・課題について、依存症についての理解を深める機会となったとなっているが、精神保健福祉センターが実施している薬物アルコール、ギャンブル等の依存症のこののみが記載されており、この依存症だけに理解を深める機会となったという表現が、精神保健福祉センターから見ればそのような評価になるかと思うが、ちょっとおかしいかと思う。それこそ障害者団体が全部出ているので、精神保健福祉センターでやっていることだけが、理解を深める機会となったということについて、腑に落ちない。

(事務局) ほかほかふれあいフェスタについては、他の事業内容・実績も掲載しており、例えば28ページの56番に精神障害に関する理解を深める機会となったと記載しており依存症ばかりではなくて他の事業についても記載している。ただ、具体的な施策として、精神保健福祉センターが行った事業について記載をしているように見えるため、他の障害の部門についての掲載や主催者について記載するよう検討したい。

(臼井会長) この問題は、報告書の作り方の問題ということが言えそうな気がする。実は他の箇所でも、こういうのが評価・課題という形でよいのかという疑問が出るところもあるし、おそらくこれは所管課の方から提出されたそれぞれの評価・課題、意見、あるいは今後の取組を、まとめているのではないかと想像するが、そういう理解でよろしいか。

(事務局) できるだけ内容を精査したところではあるが、基本的には、各所管課の回答を基に報告書を作成している。

(臼井会長) 片岡委員からのご指摘をもし生かすならば、今後の課題として提案したいと思う。つまりはこういう一つのイベントが、人権課題の項目としては複数にまたがることは当然あり得る話ではある。だけれども一つのイベントでどのくらいの評価・課題として、総合的に評価できるかというのは、別のまとめ方もあるのではないかと思う。もちろん、横断的に項目として作ることは難しいかもしれないが、でも一つのイベントに関連する複数の側面のこの評価である、あるいは報告であるということ、備考欄か何かを付けて、どの項目の何番との報告と関連があるものであるということ、もう少し明確にするこの辺りの分かりづらさが解消しやすくなるのではないだろうかと思うが、いかがか。

(事務局) 事業名に再掲と記載したところもあるが、ご提案のあったように備考欄等を設け、関連性が分かるように改善したい。

(臼井会長) これは市民の皆さんもご覧になると思うので、やはり同じように、見通しが良いとより便利だろうと思う方も多いと思う。

(佐藤委員) 2点あるが、1点目は19ページの6番の保育者ステップアップ研修について、個人的に保育士免許と幼稚園免許を持っているからだが、事業名がステップアップ研修となっていることについて個人的にはナンセンスであるかと思う。また、取組の方向性では申込みのない園に対して受講を働きかけていくとの記載があるが、この事業内容・実績には参加者数しか記載がないので、園の数を書いた方が今後見直したときに分かりやすいので、掲載した方がよいかと思う。2点目は、55ページの自殺と自死遺族に対するという

ところの文言について、市として自殺や自死をどのように使い分けしているのか。記載する際文言を選択する線引きや何かセオリーや指針があれば教えて欲しい。

(臼井会長) 佐藤委員からのご指摘とご質問について、ご指摘については所管の方に今後の課題として生かしていただくようお願いしていただくこととして、言葉の使い分けについてはいかがか。

(事務局) 明確にここの場でお答えできないので、改めて確認して報告させていただきたいと思う。

(臼井会長) では私から2点ほど、気になるところがある。まず一つは先ほどのご意見、片岡委員がおっしゃったご意見のように、評価・課題が所管の視点にはなっているが、特に相談事業や啓発事業において、「対応できた」とか「効果があった」と読み取れるような書きぶりになっているが、相談においては、特に相談した側がどのように受け止めてもらえた、対応してもらったというところが実はこういう評価の基本になってくると思う。そういったところが、どこまで現場の相談者の意見を踏まえられた上で、このような評価として所管課が記載しているのか。この辺りがよく分からないところがある。相談者の場合には簡単にアンケートを取るなどすると、ある程度のご意見がいただけるのだが、そういう形でフィードバックをいただいた上での、所管課自身の評価なのか。その辺について、もしご存知であれば、教えていただきたいし、もしそういうところがあまりなさそうであれば、その辺を検討していただけないか。様々な、これも本当に幾つもあるので、こちらでいちいち挙げるのは難しいが、ほとんど全ての相談事業と、それと啓発、講演活動や授業は、大体これ該当すると思う。

(事務局) 事業によって、数値を捉えることができたものと、そうでないものがある。特に相談事業については、一つの相談に各種相談内容が含まれているものの、その相談件数としては1件として捉えており、どうしても捉えきれない事業も実際にはある。その内容に応じて、アンケート調査などを実施しているようであれば報告書に記載したが、例えば相談事業で幅広く相談を受けていて、内容について詳細な統計をとっていないものについては、できる範囲で内容が分かるような形での記載をさせていただきたい。

(臼井会長) アンケートは、相談内容によっては個人情報に触れる可能性もあるので、そこは適宜、慎重にする必要があるかと思うので、絶対にアンケートの状況を盛り込まなければいけないとまでは申し上げない。ただ、そういうものがあるかないかが分からないというのも、市の認識だけを記載してしまうと、それはそれで一方的な評価になってしまいかねないという懸念はある。

(金委員) おそらく私は初めて実施状況報告書を見るのだが、これがもし毎年行われることになるとしたら、相模原市内で起こった人権侵害事件の件数や内容、処理の方法などは報告されないものか。人権侵害事案についてまとめて報告があってもよいと思う。

(臼井会長) ここの報告書に上がっているのは、市が事業として行っている相談事業について記載があるという認識だが、それ以外に、金委員のご指摘は、包括的に様々なこういう人権侵害があったという相談が今後又は既にあったものがあるかもしれないが、市に寄せられた、要するに件数等々のデータというのがあるならば、今後盛り込んで欲しいというご意見だろうと私は理解したが、それでよろしいか。

(金委員) そのとおり。

(事務局) この報告書については、市が取り組んでいる事業を報告させていただくというものである。一方で市が設置している人権総合相談窓口にあった相談について、個別の案件のご報告は難しいが、相談件数などについては、ご報告することを考えていく。

(臼井会長) 相談窓口がちょうど開設されたばかりだったと思うが。

(事務局) 10月1日に設置した。

(臼井会長) そうすると、来年出て来る報告書では、その辺の記載もあるだろうと思われる。件数が具体的に出て来るかどうかは、相談自体がないと出せないであろうから、それは実際あるかどうかだと思うが、報告があるだろうということになる。

(金委員) 学校でのいじめ問題もそうだし、子どもが死なない限り、件数が見えない。新聞によれば、神奈川県で、子どものいじめは過去最多で、何万件だということなので、普通の市民が市の報告書で、こういうことが本当に相模原市でもあって、自分の身になって子どもたちに接しようということにもつながると思うので是非検討していただきたい。

(事務局) 報告や公表の仕方といった市民との情報の共有と在り方についてご意見をいただいたので、各部署にフィードバックして、生かしていきたいと思う。

(臼井会長) おそらく、どのような相談かといった、かなり包括的な分類というのはあるだろうと思うし、その辺についてうまく区分というか、項目分けというのも行っていたらどうか、可能ならばお願いしたい。金委員このような取扱いでよいか。

(金委員) 承知した。

(臼井会長) これは言ってみれば書き方の問題かと思うが、16ページの19番について、令和6年度から相模原市勤労者福祉サービスセンターに事業委託したことについて記載があるが、これは令和5年度分の状況報告なので、令和6年度から委託したというのは、これちょっと記載が間違っていないかという疑問がある。つまり、令和5年度の状況から見ると、令和6年度の実績は今後の取組になるかと思う。

(事務局) ご指摘のとおり令和5年度分の報告になるので、この令和6年度の実績については、この取組の方向性の欄に記載をさせていただきたいと思う。

(臼井会長) 承知した。事務局で他にも気が付いたところがあれば、令和5年度時点のものになっているかどうか、修正していただければと思う。次に内容に関して、子どものいじめに関連してというところで思い出したのだが、11ページの19番にいじめの定義というものを周知していくと、そのような形で取組をしていると報告があったかと思う。それはそれで非常によいことであるが、ただ、今後の課題として、一旦いじめの定義というものをしてしまうと、定義外のものはいじめではないというように、様々ないじめとか侵害行動というのが、そこから見えない、底にいつてしまう危険があるということをご指摘しておきたい。これについては、施策自体の中身の問題になってくるので、今すぐ対応するかどうかということではないが、人間は、1回言葉というものに縛られると、それ以外のことには目が向かなくなるということがどうしても出てくる。学校の先生であってもそうであろうと思うし、そのまま子どもに指導してしまうと、禁じられていないことをただやってもよいというふうな誤ったメッセージを流しかねないということについて配慮して今後施策を立てるといふ際にはご検討いただけないものかということをご提案したいと思う。

(事務局) この内容については学校教育課とも内容を共有していく。

(臼井会長) そろそろ大体、出尽くしたか。では、この令和5年度分の人権施策の実施状況報

告書については、意見が出たと思うので、修正すべきところは修正していただきたい。ところで、これは市民に公開はされるのか。公開される場合、どういう形で公開になるのか教えていただきたい。

(事務局) 今後、この内容についてもう一度確認、精査した上で、ホームページ等で公表していく。

(臼井会長) では、必要な修正等を施した上で公開手続の方に進めていただくよう、お願いする。

## (2) 人権に関する市民意識調査の実施について

(事務局より資料説明)

(佐藤委員) 6ページの点線の枠内に書いてあるLGBTQの説明について、これは誰が記入したものか。間違っているところがあり、トランスジェンダーの説明の仕方について考えていただきたい。あと後半のこのSOGIに関する説明だが、SOGIについて自分の認識では、マイノリティのことではなく、全人類を指していることなので、この「マイノリティ(少数者)の総称」というのは違うと思う。また、14ページの性的少数者の人権について、上から10番目の「身体的な性別による制服や髪型などの強要」の部分の「身体的な」という文言について、何かよい書き方がないのかと思っており、ここで自分が提案できるものがないのだが、いわゆる、見た目で分かる性別とは逆のアイデンティティを持っている方が強要されるということを目指していると思うので、「身体的な」という表現をもう少し分かりやすい文言に変えられたらよいと個人的に思う。

(事務局) 文言等については、いただいたご意見等踏まえ、検討したい。

(臼井会長) トランスジェンダーについてだと、むしろ佐藤委員からもう少し具体的な提案を伺ってもよいのではないだろうかと思われるが、別にこの場ではなくても、事務局との間でこういう提案はどうだろうかというような形で、後日お話をいただいても結構かと思うが、事務局はいかがか。

(事務局) ご知見をいただければ、是非勉強させていただきたいと思うので、佐藤委員がよろしければと思うが、私どもでまた検討した案を佐藤委員にお送りして、ご確認いただき、ご意見いただくという形でもよろしいか。

(臼井会長) 他の委員もこの件について、具体的なところは佐藤委員に一任するような形でよろしいか。ご面倒をかけるが、事務局から問い合わせがあれば、佐藤委員、ご対応いただけるか。

(佐藤委員) ちゃんと文書で残るもので残しておきたいので、お伝えするが、トランスジェンダーというのは、生物学的に生まれ持った性別と違う性別に移行したい、トランスしたいと願う人と、違和感を持っているけども、移行までは望まない方も含まれる。そのため、性別移行する人が全てではない。

(臼井会長) この用語については、非常に難しく、憲法研究者だけでも、実は理解がちゃんと進んでおらず、分野によってはさらに広い意味でトランスジェンダーを使うこともあるので、かなり本当にこんがらがっているところではある。そのため、なるべくそういう自分がどう自認するかという問題も絡んでくるので、自認している人達に対して少なくともそういう人達を傷つけないような形になるとよいなど、私は個人的には考えている。佐藤

委員、事務局ともよろしくお願ひしたい。

(金委員) 続けてこのページを見ながら、今、気がついたので、問23の設問の意図は何か。それにエイズ患者とかHIVなど、今でもこれが社会で、人権について聞くような問題なのか。もちろん重要だが、問23と問24を入れるならもうちょっと包括的な設問があるかと思う。

(事務局) 問23については今回追加している。いわゆるLGBTQなどの性的少数者の方について、どのぐらい尊重できるような社会となっているのかといった意識を把握したいと思い、追加している。またエイズ患者やHIV感染者に係る設問については、前回調査からの経年変化を捉える上で、今回も継続して捉えていきたいと考えている。また先ほどご報告した実施状況においても報告させていただいており、本市の人権施策推進指針に項目立てしていることから、引き続き、設問として設定した。

(金委員) 事務局の意見はそのとおりのかもしれないが、ほかの委員はどうか。

(佐藤委員) 問23について専門なので、意見だが、自分が、研修などでもお伝えしているが、知識を知った上で理解することができないことは、個々ではあると思うので、理解できないという答えを個人で持っていることは間違いではないので、この理解と尊重というワードを使うのであれば、理解はできないかもしれないが尊重はできるということかと思う。人を尊重する、しないというのは、何か決定権を持っているということが、おかしい話と思うが、自分がお伝えしているのは理解できなくても認めることができる社会になればよいということ踏まえた選択肢があるとよいと思う。

(臼井会長) 尊重という用語のところまで来てしまったが、確かに、個人の尊重については憲法第13条があるから余計に言われやすいのだと思う。本来、尊重というよりも他人の価値を認めることができるかという話なのだろうと、確かに思う。

(水谷委員) 私はこの『理解』という文言を『頭で分かる』という意味合いで捉えたが、佐藤委員は、『理解』という文言を『気持ち分かる』、『共感する』という意味合いで捉えられたように思った。このように『理解』という文言は多義性があるため、アンケートにはより適切な文言を使用できないかを事務局に検討、調整いただければと思う。

(臼井会長) そのとおりで、やはり理解と尊重よりも、もう少し適切な言葉が使えるならば、その方がよいという、佐藤委員と水谷委員からのご意見だろうと思う。

(事務局) 文言について、今、答えはないが、少し検討させていただきたいと思う。

(臼井会長) また、知ること、どこまできちんと認識できるか、共感できるか、受け入れて、相手のこともそういう価値があるということ、さらに認識していけるかということについて、実は人間の心には様々なステップがあり、そのことについてはグラデーションになっているところが、この二つの用語だとちょっと表現できていない。そこにやはり問題があるというように、お二人はご指摘くださったのだと、私は理解した。この辺りも事務局の方でご検討いただければと思う。

(事務局) 承知した。

(金委員) 16ページの「働く人の人権について」の、上から4番までは、世間で言われているハラスメントに関わることだが、5番からは、質問のバランスが異なっていて、何を基準に丸をつければよいのだろうと思うのだが、どういう基準で選択肢を選ぶのかが分からないと思うが、いかがか。

(臼井会長) 働く人の人権というのも、かなり範囲が広い言葉になっていて、それでいろいろなものが盛り込めてしまって、代表例が全部このような選択肢になるかと思われる。働く上でどういうところで人権侵害として認識されやすいかということではないかと思うが、こういうところで修正した方がよいというご意見が、他の委員からもあるのであれば、ここはちょっとご指摘いただいた方がよいかもしれない。

(金委員) 市民3,000人に聞く予定かと思うが、その3,000人の中に外国人も含まれていて、こういう質問をされたときに、自分が働く側の人として考えると、もう少し文面を優しく考えていただくと答えやすいと思う。

(臼井会長) 重要なお指摘かと思う。選択肢が分かりやすいかどうかというのが、どのアンケートにとっても重要なことになるので、言ってみれば特に5番以降は漢字も多く分かりにくいと思う。

(金委員) 5番は仕事と生活の調和が保たれるような勤務時間であって欲しいけど、時間が長くそれが原因で人権侵害になったと。そこをトータル的に人権というちょっとぼやっとしたハラスメントの関係の設問から、何か身体的な設問に急になって、回答について、考えてしまうのかなと思うので、もう少しやさしい日本語でちゃんと分かりやすく記載していただきたい。どういうものが、人権侵害まで及ぶのかというところに持っていければよいと思う。

(臼井会長) 本当に重要なお指摘で、本来は、違う設問にできればよいのだが、それだと、調査項目が増えることになり、答える側の手間も増えるようになる。同じようなところは多分他の項目にもあるかもしれないが、やはりある程度、圧縮する必要もあるとも想像する。この件については、事務局にフィードバックという形で、用語・単語のご検討だけいただく形でよいか。

(事務局) 承知した。

(武部委員) 2つあるが、まず4ページ、相談窓口とか相談について知っているかということだが、子どもの虐待に関する相談窓口が入っているので、高齢者虐待と障害者虐待があってもよいかと思う。施設虐待などいろいろ細かいところはあるが、一般の方が調査対象なので、高齢者虐待と障害者虐待の窓口については、市だと思っているので、入れてもよいと思う。

(臼井会長) このことについてであれば別に選択肢が増えても、それほど差し支えはないだろうかということになるが、事務局はいかがか。

(事務局) 市で実施しているものについては確認し、追加できるものは追加したいと思う。

(臼井会長) では、この点に関連して、国のものと市のものだけ選択肢があるが、市は相模原市ということだと思うが、これ以外の他市について知っているということがもし出たときは、その他で記入していただくというように考えてよろしいか。

(事務局) 本市の窓口について、どういったところを知っているのかということ把握したいと考えている。もし他市の窓口ということであれば、その他でご記入していただくことを想定している。

(臼井会長) もし他市についてもご存知であるならば、ということ自由記述にするのであれば、その旨を記載した方がよいのではないか。あと、県の窓口については記載がないのか。

- (岩永委員) 私も同意見である。県も書かないと足りないかと思う。
- (臼井会長) かなり選択肢が増えると思うが。
- (岩永委員) DV被害者の対応については、県がやはり主導的に行っているので、そういう内容のものが他にもあると思う。
- (臼井会長) ある程度、広域的に必要なものはやはりそうなるかと思う。
- (事務局) 県の相談窓口なども確認しながら、全体の選択肢として、また幾つまで増やすのかという問題はあるが、そういった部分を少し整理し、検討する。
- (臼井会長) 承知した。検討をお願いします。
- (金委員) 3ページについて、人権全般についての考えや意識について、問1の「あなたは、今の日本は、一人ひとりの人権が尊重されている社会だと思いますか」と聞かれたら模範回答を強いられて教育されてきた大体の人は、「そう思う」と回答しそうな聞き方だと思う。「私は人権を尊重している人だ」と回答しそうな設問の書き方であるし、問2も、「5～6年の間に、日本で、人権が侵害される～」と記載してあるが、今、市の人権について聞いていると思うが、委員がおっしゃったように、他の市での何か事例を知っているかとかそういうのも必要だと思うし、問3の「あなた自身の人権認識は、5年前に比べ～」という設問については「高くなった」という回答があった場合、何をきっかけにといった設問があってもよいと思う。「高くなった」と思う人は、何が理由で意識が高くなったのか、などの設問につなげていくのかなと思う。問4も何か言葉が広すぎてという感じだが、案なので皆さんこの意見をもう1回持って帰って欲しい。
- (臼井会長) 要するにいわゆる主語が大きいというような問題かと思う。ある意味、大き過ぎてちょっと余りにも広いというところにむしろイメージしにくくならないか、具体的なイメージが掴みにくくならないかという問題も、もしかしたら出てくるかもしれない。
- (武部委員) 3ページについて、統計的な話だが、「1 そう思う」、「2 どちらかといえばそう思う」というようになっていくが、これはカテゴリーカルに、その人数を出していくと思われるが、例えば、逆にして、「そう思う」を5番、要するに5点というふうに設計すると、平均値を出した際、高い方が人権意識の高い社会だと思っているという統計処理もできる。ただ今回の調査はあくまで、「1 そう思う」が何人、「2 どちらかといえばそう思う」が何人というふうに、グラフで出していく方法かと思ったが、どちらかを確認したい。あくまでテクニカルな話である。
- (臼井会長) これは要するに社会調査として何を目的とするかということに関わる話であるが、つまり、何を目的として、こういうことを聞くのかという、そもそもの聞く側の趣旨なり、あるいは意識がどこに向いているのかという質問だと思う。事務局は、いかがか。
- (事務局) こちらについては、人権全般についての認識がどうなっているかということ、前回調査や国の調査と比較することができるような設問としている。そのため、設問や選択肢はそのままの形で設定している。問1から問4は、平成28年度の調査と同じ質問としている。特に設問については、内閣府の設問とも同じとしたものもある。武部委員からの質問に対してだが、1の集計については、それぞれの回答が何%あったのかという集計をしている。それが年代ごと、性別ごとなど、どんな意識変化や違いがあるのかの集計や、前は職業別でのクロス集計をしている。
- (武部委員) あくまでカテゴリーカルに処理していることは承知した。経年変化を見ていくには

同じにするしかないと思う。

(臼井会長) これは仕方がないところではある。いろいろな意識調査とかでは、「そう思う」と「そう思わない」という選択肢があり、「どちらかといえば」とか、「あまり」という選択肢はよくある4択のパターンである。こういう質問になるのは、仕方がないかと思う。「日本は」という主語の大きさは気になるが、そうするとやはり前回の意識調査との連続性を考えると、仕方がないと判断せざるをえないだろうか。もう少しこの辺りは、もしもっと精緻にアンケートが作れるようなタイミングがあれば、検討した方がよいような気は確かに私もする。でも、今回はこれで、やはりいくというところで、事務局にお任せすることになるかと思う。それでこの部分はよろしいか。

他の質問はよろしいか。これもまたいろいろなご意見があったかと思う。大体意見は出ただろうか。盛り込んだ方がよいようなものとか再検討を要するというものも当然あるかと思うが、一定程度の連続性はやはり生かさなければいけないということになるので、その辺りのバランスは事務局の方でご判断の上で、特に重要だと思ったようなご指摘について意見を汲んだ形での修正をご検討いただければと思う。

(事務局) 承知した。

### (3) その他(条例施行以降における主な取組について)

(事務局より資料説明)

(片岡委員) 人権相談体制の充実強化について、相談方法が電話相談と対面相談となっていて、対面は原則予約制となっているが、どうして対面が予約制でなければならないのか。やはり電話相談も結構だが、対面が一番充実しているのではないかと思うが、人材の不足によるものか。その辺りについてお答えいただきたいと思う。

(事務局) 対面相談については基本的に相談に来られる方が重複しないような形をとるため、原則予約制をとらせていただいている。ただ、実際の対応として、直接窓口に来られた場合でも、相談を受ける。

(片岡委員) 電話相談となっているが、直接窓口に来られて、対面のご相談もできるということか。

(事務局) そのとおり。

(片岡委員) 承知した。

(臼井会長) 混雑してしまうといけないということで、ダブルブッキングというようなことにならないよう事前に調整をするというのが、予約制の趣旨ということではよろしいか。

(事務局) そのとおり。それによって少なくともお待ちせずにご相談を受けられるということになるかと思う。

(金委員) このページの下に10月1日に設置したことは、市では、市民に対してどのように周知したのか。

(事務局) 人権相談窓口については、条例周知の取組のうち、広報さがみはら9月15日号での周知や、またホームページ等で周知している。また人権委員会の設置についても、発表資料等で周知をしている。

(金委員) 何の資料か。人権委員会の設置はどの資料で周知しているのか。

(事務局) 相模原市の発表資料で周知している。

(臼井会長) つまり、プレスリリースで良いか。

(事務局) そのとおり。

(臼井会長) ホームページに発表資料といった項目があったのではないかと思う。重要な内容についてはこういうところで周知されているところが多い。

(事務局) 人権委員会については報道発表資料で公表しており、今もホームページに掲載されている。マスコミでも取り上げていただいて、新聞記事にもなっている。

(金委員) そこで知ったのだが、市のホームページを見に行かない限り見られなかったなと思ったところ。

(臼井会長) 総合相談窓口は市民に周知しなければ、当然いけないと思うが、人権委員会の方は市長の内部的な諮問機関になってくるので、あまり大々的に公表するというような、そういう類のものではないかとは思う。もちろんここで会議録に記録されることになるので、それをまたご覧になった人は、当然知ることになってくるとは思う。金委員よろしいか。

(金委員) 承知した。

(臼井会長) つまり市民との距離の近さや趣旨の違いというところが、周知の方法の差になってきたということになってくると思う。

(金委員) 承知した。

(臼井会長) 他は何かあるか。特になければ、まだ条例全体がすべて施行されたのではないと聞いたような気がするのだが、これからの施行の部分、それから既に施行された部分、全て今後とも人権尊重なり、尊重という言い方は良くないかもしれないが、人権侵害がなくなる方向に施策が進んでいくよう取組をお願いしたいと思う。他に何か事務局の方からあるか。

(事務局) 特にない。

(臼井会長) ではこれで議事全てが終了したので、令和6年度第1回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ子 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	うす い まさ こ子 臼 井 雅 子	明星大学経済学部	会 長	出席
3	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会	副会長	出席
4	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	認定NPO法人 多文化共生教育ネットワークかながわ		出席
6	さ とう ゆう き 佐 藤 悠 貴	からふるテラス		出席
7	たけ べ まさ あき 武 部 正 明	相模女子大学人間社会学部		出席
8	みずたに り え こ子 水谷 里枝子	神奈川県弁護士会		出席
9	わた べ はじめ 渡 部 肇	公募市民		欠席